

競漕規則・細則 新旧対照表・改定理由等（2023 年 4 月版）

朱書き・下線を付した個所が改定個所である。

改定前（2022 年 4 月 1 日発効）	改定後	改定理由等
<p>第 3 条（適用範囲）</p> <p>1 公益社団法人日本<u>ボート</u>協会（Japan Rowing Association 以下「当協会」という。）主催（共催）または主管の国内大会（以下「大会」という。）は、すべて本規則に基づいて行われる。ただし、水域における自然環境や設備等の物理的制約によって、本規則の該当規定をそのまま適用することが困難な場合には、本規則による基準を緩和もしくは適用除外とすることができる。この場合においては、大会主催者は緩和や適用除外等についてあらかじめ大会要項に明記する等し、大会参加者等に周知させるものとする。</p> <p>2、3（略）</p>	<p>第 3 条（適用範囲）</p> <p>1 公益社団法人日本<u>ローイング</u>協会（Japan Rowing Association 以下「当協会」という。）主催（共催）または主管の国内大会（以下「大会」という。）は、すべて本規則に基づいて行われる。ただし、水域における自然環境や設備等の物理的制約、<u>あるいは大会の目的</u>によって、本規則の該当規定をそのまま適用することが困難な場合には、本規則による基準を緩和もしくは適用除外とすることができる。この場合においては、大会主催者は緩和や適用除外等についてあらかじめ大会要項に明記する等し、大会参加者等に周知させるものとする。</p> <p>2、3（略）</p>	<p>・「公益社団法人日本ボート協会」から「公益社団法人日本ローイング協会」への名称変更については、昨年の社員総会において令和 5 年 1 月 1 日からの変更が決定しており、所管する規則等における名称についても自動的に変更となる。</p> <p>・大会によっては、その大会の趣旨・目的を効果的に実現するために、本規則のある条文を適用しない、あるいは本規則にはない規定を特別に適用すること（競漕規則からの逸脱）が必要になる場合があるため。その場合でも、第 73 条（コンプライアンスの重視）「すべてのボート関係者（競技者、指導者、大会役員、競技スタッフ、観客など）は、大会の規模や水準等に関わらず、本規則および関連規則の趣旨や目的を理解し、各規定を自発的、主体的に守らなければならない。」を尊重し、節度をわきまえた逸脱であるべきである。</p>
<p>第 10 条（艇と装備の安全性）</p> <p>1 安全のために、すべての艇とその装備は以下の条件を満たさなければならない。</p> <p>（1）艇首に直径 4cm 以上のゴムまたはこれに類似する材質で、かつ中空でない白色のボール（パウボール Bow Ball）を取り付けること。</p> <p>（2）フットストレッチャー（ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置）は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる（クイックリリースフットストレッチャー）形式であること。</p> <p>（3）コックスシートの開口部は長さが 70cm 以上で、艇と等しい 50cm 以上の幅があること。コックスシートの内面は滑らかで、コックスシート内側の幅を阻害するような構造物がないこと。</p> <p>（4）製造票にある設計体重と同じ平均体重の漕手がシートに座った状態で艇が完全に浸水した時、漕手のシート上面が静水面より最大 5cm 以上沈まないこと。</p> <p>（5）スウィープオールスのブレード厚は 5mm 以上、スカルオールスのブレード厚は 3mm 以上であること。ただし、ブレード厚はスウィープオールスの場合はブレードのエッジから 3mm のところで計測し、スカルオールスの場合はブレードのエッジから 2mm のところで計測する。</p> <p>2 ボートメーカーとサプライヤーは前項第 1 号から第 5 号を満たす艇および</p>	<p>（参考）</p>	

改定前（2022年4月1日発効）	改定後	改定理由等
<p>オールを製造・販売しなければならない。</p> <p>3 大会を運営する役員・審判・スタッフは上記の安全条件が満たされた艇のみがレースに参加するよう、可能な限りの対策を講じなければならない。</p> <p>4 第1項第1号から第5号を順守することはクルーとその所属団体の責任である。大会において、役員・審判の是正の指示に従わずに違反艇でレースに出漕したクルーは、失格までの罰則が与えられる。</p> <p><u>第10条（艇と装備の安全性）第4項細則</u> <u>罰則規定のうち第1項第2号（フットストレッチャー）に係わるものについては2023年4月1日から適用とし、それまでは当該クルーに指導が与えられる。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>	<p>・第10条第1項第2号に定めるクイックリリースフットストレッチャーは既に全国によく普及し、競技者と指導者の双方が安全のために当然そうすべきであることをよく認識していることが、安全環境委員会の調査などで確認できた。よって本細則による“適用猶予”はもはや必要ない。</p>
<p>第18条（<u>異議</u>申立）</p> <p>1 出漕者の資格や行為等に関して<u>異議</u>のある者は、競漕委員会に対して文書による<u>異議</u>申立をすることができる。競漕委員会は、その<u>異議</u>が正当か否かを審査してすみやかに出漕の当否を決定し、発表しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>異議</u>を棄却（<u>異議</u>に理由のない場合）もしくは却下（<u>異議</u>申立の要件を欠く場合）する決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立てをすることができる。</p>	<p>第18条（<u>出漕者に関する不服</u>申立）</p> <p>1 出漕者の資格や行為等に関して<u>疑義</u>のある者は、競漕委員会に対して文書による<u>不服</u>申立をすることができる。競漕委員会は、その<u>不服申立</u>が正当か否かを審査してすみやかに出漕の当否を決定し、<u>文書によって</u>発表しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>不服申立</u>を棄却（<u>申立</u>に理由のない場合）もしくは却下（<u>申立</u>の要件を欠く場合）する決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立てをすることができる。</p>	<p>・第42条（スタートでの異議申立）、第74条（異議申立）および第75条（不服申立）で規定される「異議」と「不服」の定義に基づくと、本条の「異議」は文書によって申し立てるので「不服」と言うべきである。出漕者に関する不服だけが、不服審査委員会ではなく競漕委員会に申し立てるので、条文の題記でそれを強調した。</p>
<p>第31条（ブレードの統一）</p> <p>1 混成クルーを含め、出漕するクルー全員は、あらかじめ届け出た、クルー内で統一されたものと同じブレードカラー、デザイン、マークのオールを使用しなければならない。ただし、やむを得ない理由でブレードを統一できないことを競漕委員会が承認したときはこの限りではない。</p> <p>2 前項に違反した場合、そのクルーは除外（レッドカード）となることがある。</p>	<p>第31条（ブレード<u>カラー、デザイン、マーク</u>の統一）</p> <p>1 混成クルーを含め、出漕するクルー全員は、あらかじめ届け出た、クルー内で統一されたものと同じブレードカラー、デザイン、マークのオールを使用しなければならない。ただし、やむを得ない理由でブレードを統一できないことを競漕委員会が承認したときはこの限りではない。</p> <p>2 前項に違反した場合、そのクルーは除外（レッドカード）となることがある。</p> <p><u>第31条（ブレードカラー、デザイン、マークの統一）第1項細則</u> <u>オールのメーカーはクルー内統一の対象としない。</u></p>	<p>・ブレードについては、カラー、デザイン、マークがクルー内統一の対象であり、ブレードの形状（ボルテックスの有無等）は対象とはしないWRの規定に準拠する。条文の題記を「ブレードカラー、デザイン、マークの統一」として、それを明確にした。ブレードカラー、デザイン、マークが同じであれば、オールのメーカーがクルー内で異なっても可とするのもWRに準拠する。</p>
<p>第36条（呼び込み）</p> <p>1 次のレースに出漕する<u>待機</u>クルーは、前のレースのクルーがすべてスタートエリアを去って、発艇員によってスタートエリアの安全が確認された後、発</p>	<p>第36条（呼び込み）</p> <p>1 次のレースに出漕するクルーは、<u>待機水域にて</u>、前のレースのクルーがすべてスタートエリアを去って、発艇員によってスタートエリアの安全が確認さ</p>	<p>・第8条（コースの設営等）で規定する待機水域のレース運営における位置づけを明記する。</p>

改定前（2022年4月1日発効）	改定後	改定理由等
<p>艇員からクルーが呼ばれ、使用レーンの割当ておよびスタートまでの残り時間の指示を受ける。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>れた後、発艇員からクルーが呼ばれ、使用レーンの割当ておよびスタートまでの残り時間の指示を受ける。</p> <p>2～4（略）</p>	
<p>第42条（スタートでの異議申立）</p> <p>スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、その場で主審または発艇員に直接異議を申し立てることができる。</p> <p>主審または発艇員は、その異議に対して直ちに決定を行い、即座に異議を申し立てたクルー、当該レースの他のクルー、および審判長と他の大会役員にその決定を伝えなければならない。</p> <p>第42条（スタートでの異議申立）細則</p> <p>例えば、申立てができるのは以下の違反等に対する異議とする。</p> <p><u>1 当該ラウンドの前のラウンドのレース終了後の回漕中およびクールダウン中のトラフィックルール違反。この違反に対する異議は監視員に申し立てることができる。</u></p> <p><u>2 当該ラウンドのレースに向かう途中の回漕中およびウォームアップ中のトラフィックルール違反</u></p> <p><u>3 スタート 2 分前までにスタートに到着しなかった違反</u></p> <p><u>4 スタートで発覚した艇・オールの構造、装備、標示に対する違反</u></p> <p><u>5 スタートで発覚したクルーの着衣、携行品およびそれらへの標示に対する違反</u></p> <p><u>6 フォルススタート</u></p> <p>本条による異議が却下された場合、当該クルーは第75条の規定による不服申立を行うことができる。</p>	<p>第42条（スタートでの異議申立）</p> <p><u>1</u> スタートでイエローカードもしくはレッドカードを受けたクルーは、その場で主審または発艇員に直接異議を申し立てることができる。</p> <p><u>2</u> 主審または発艇員は、その異議に対して直ちに決定を行い、即座に異議を申し立てたクルー、当該レースの他のクルー、および審判長と他の大会役員にその決定を伝えなければならない。</p> <p><u>3 本条による異議が棄却もしくは却下された場合、当該クルーは第75条の規定による不服申立を行うことができる。</u></p> <p>第42条（スタートでの異議申立）<u>第1項</u>細則</p> <p>申立てができるのは以下の違反等<u>への処分</u>に対する異議とする。</p> <p><u>(1)</u> 当該ラウンドのレースに向かう途中の回漕中およびウォームアップ中のトラフィックルール違反</p> <p><u>(2)</u> スタート 2 分前までにスタートに到着しなかった違反</p> <p><u>(3)</u> スタートで発覚した艇・オールの構造、装備、標示に対する違反</p> <p><u>(4)</u> スタートで発覚したクルーの着衣、携行品およびそれらへの標示に対する違反</p> <p><u>(5)</u> フォルススタート</p>	<p>・ 条文が長いので、第1～3項に分割する。</p> <p>・ 申立の棄却・却下に対する次の段階への申立に関する規定は、第18条（出漕者に関する不服申立）、第75条（不服申立）と同様、「細則」ではなく「規則」とする。</p> <p>・ 前のラウンドのレース終了後の回漕中およびクールダウン中のトラフィックルール違反に対する異議を、もっと早い段階で申し立てる機会を保障する条文を、第74条（異議申立）に新設するので、ここまで持ち越すことはなくなる。</p> <p>・ スタートでの異議申立として想定されるのは、現時点では（1）～（5）の5項目。</p>
<p>第48条（特定クルーに対する停止等）</p> <p>1 レース中、主審は、特定の艇が自己のレーンを外れて、回漕レーンあるいはさらに外の航行を妨げる物その他に衝突する危険が切迫している場合、レースを中止せずに、その特定の艇のみを停止させることができる。</p> <p>2 主審は、レース全体を止めるのか、特定の艇のみを止めるのかを、相当の注意をもって慎重かつ瞬時に判断しなければならない。</p>	<p>（参考）</p>	

改定前（2022年4月1日発効）	改定後	改定理由等
<p>第 48 条（特定クルーに対する停止等）細則</p> <p>主審は、レース中の特定のクルーを止める場合、白旗を頭上に真直ぐ掲げ、当該クルーの名を呼び、「止まれ！」と当該クルーが止まるまで 大きく 号令し続ける。</p>	<p>第 48 条（特定クルーに対する停止等）細則</p> <p>1 主審は、レース中の特定のクルーを止める場合、白旗を頭上に真直ぐ掲げ、当該クルーの名を呼び、「止まれ！」と当該クルーが止まるまで 何度 も号令し続ける。</p> <p>2 <u>主審は危険が回避されたと判断したら、当該クルーがレースに復帰することを許可する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険回避のために、艇が止まるまで何度も「止まれ！」を発するべき。 ・停止させられた艇は除外になったわけではないので、危険回避後にレースへの復帰を促す。
<p>第 55 条（判定）</p> <p>各艇がフィニッシュラインに到達した順番は、判定員が判定する。</p> <p>第 56 条（判定方法）</p> <p>前条の判定には、フォトフィニッシュもしくは目視の方法を用いる。</p>	<p>（参考）</p> <p>第 56 条（判定方法）細則</p> <p>1 <u>複数の艇が僅差でフィニッシュする状況では、フォトフィニッシュの画像上で着順を判定する。</u></p> <p>2 <u>着順判定を目視で行った場合は、手動計時によるタイムを公式タイムとし、着順判定をフォトフィニッシュで行った場合は、フォトフィニッシュ上のタイムを公式タイムとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・着順判定ミスを防ぐため、複数の艇が僅差でフィニッシュする状況では、フォトフィニッシュによる着順判定を義務付ける。
<p>第 63 条（厳禁事項）</p> <p>クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) <u>レースに参加するために出艇する艇内に無線通信機や携帯電話等の通信機器を持ち込むこと。（使用の有無は問わない）</u></p> <p>(2) <u>水の自然物性・水質または水と船体の境界面の物性を変えるような物質または構造の使用</u></p> <p>(3) <u>各種検査、検量、テストの拒否、妨害、陥れ</u></p> <p>第 63 条（厳禁事項）細則</p> <p>審判長は本条 1 号について、競漕委員会は本条 2、3 号について、違反したクルーを失格とし、必要に応じて所属団体並びに加盟協会に対し適切な処置を行うものとする。</p>	<p>第 63 条（厳禁事項）</p> <p>クルー関係者は、次の各号の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) <u>水の自然物性・水質または水と船体の境界面の物性を変えるような物質または構造の使用</u></p> <p>(2) <u>各種検査、検量、テストの拒否、妨害、陥れ</u></p> <p>第 63 条（厳禁事項）細則</p> <p>競漕委員会は本条 第 1 号、第 2 号 について、違反したクルーを失格とし、必要に応じて所属団体並びに加盟協会に対し適切な処置を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の電子機器類（スマートフォン、スマートウォッチ、アップルウォッチ等）は多機能化し、第 64 条（電子的通信機器および許可データ）で許可されている許可データを収集することも可能である。第 64 条第 1 項の目的は、電気・電子機器類を使用した艇外との交信（という行為）を禁じることにあるので、電気・電子機器類の艇内への持ち込みを一切許さない（使用の有無を問わず）とする第 63 条第（1）号の規定は、第 64 条と矛盾する。よって、第 63 条第（1）号の規定を削除し、通信機器の使用方法に関する規定を第 64 条に一本化する。 ・第 63 条の改正に伴い、細則の対象となる号を改正する。

改定前（2022年4月1日発効）	改定後	改定理由等
<p>第 64 条（電子的通信装置および許可データ）</p> <p>1 レース中（航行ルールが適用されている全時間帯）、電気的または電子的な手段による、クルーと艇外とのいかなる方向の交信およびデータの送受信も許されない。ただし、レース経過の追跡のために競漕委員会が特に認めた場合は、当該レースの全艇に同種・同重量の電子的通信装置（GPS 等）を取り付けることができる。</p> <p>2 レース中のクルーに艇内での計測・記録・保存が許されるデータは、以下の情報のみとする。</p> <p>(1) タイム</p> <p>(2) ストローク・レート</p> <p>(3) 艇速/加速度</p> <p>(4) 心拍数</p> <p>3 前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集するための機器や装置の持ち込みは許可される。さらに、「許可データ」から直接由来する情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。</p> <p>4 クルーは、前 2 項で許可されたもの以外のデータや情報を、レース中に計測、記録、保存してはならない。</p> <p>5 本条に違反したクルーは失格になることがある。</p>	<p>第 64 条（電子的通信装置および許可データ）</p> <p>1 レース中（<u>レース用の</u>航行ルールが適用されている全時間帯）、電気的または電子的な手段による、クルーと艇外とのいかなる方向の交信およびデータの送受信も許されない。ただし、レース経過の追跡のために競漕委員会が特に認めた場合は、当該レースの全艇に同種・同重量の電子的通信装置（GPS 等）を取り付けることができる。</p> <p>2 レース中のクルーに艇内での計測・記録・保存が許されるデータは、以下の情報のみとする。</p> <p>(1) タイム</p> <p>(2) ストローク・レート</p> <p>(3) 艇速/加速度</p> <p>(4) 心拍数</p> <p>3 前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集するための機器や装置の持ち込みは許可される。さらに、「許可データ」から直接由来する情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。</p> <p>4 クルーは、前 2 項で許可されたもの以外のデータや情報を、レース中に計測、記録、保存してはならない。</p> <p>5 本条に違反したクルーは失格になることがある。</p>	<p>・航行ルールには「トレーニング用」と「レース用」がある。「レース中」とは「レース用の航行ルール適用時」であることを明記した。</p>
<p>第 16 章 <u>不服申立等</u></p>	<p>第 16 章 <u>異議申立、不服申立および裁定申立</u></p>	<p>・クルー、所属団体からの申立ての基本的な流れを章のタイトルとする。</p>
<p>第 74 条（異議申立）</p> <p>1 <u>レースに関する、クルーから審判に対しての異議申立は、当該審判（第一段階）、不服審査委員会（第二段階）、裁定委員会（第三段階）の順とする。</u></p> <p>2 <u>前項の第一段階の異議は、主審により白旗が掲げられるまでに、クルーから拳手等の明示の方法で、主審に申し出なければならない。</u></p>	<p>第 74 条（異議申立）</p> <p>1 <u>スタートエリアにおけるスタート前の</u>クルーから審判に対する異議申立は、<u>第 42 条で定める。</u></p> <p>2 <u>レースに関するクルーから審判に対する異議申立は、主審により白旗が掲げられるまでに、クルーから拳手等の明示の方法で、主審に申し出なければならない。</u></p> <p>3 <u>レース終了後のクールダウン及び次のラウンドまでのトレーニング中の違反等への処分に対する異議は、当該処分を下した審判に申し立てることができる。なお、当該処分を下した審判に異議申立ができない場合は、最寄りの審判に対して異議を申し立てることができる。ただし、その申立は、次のラウンドのレースのためにポンツーンを出艇するまでに行わなければならない。</u></p>	<p>・現行の本条では、レースに関する異議申立に限定しているが、それ以外にクルーが承服できない事象や審判の判断に対する異議申立も広く本条に含めた。これは本規則第 1 条（目的・精神）第 2 項、第 72 条（相互信頼・相互尊敬）第 2、3 項および 2020 ビジョンの基本理念の 1 つである Rowers First の精神に基づくものである。これらの異議申立を第 1～3 項に分けて記載した。</p> <p>・クルーから審判への異議申立は、文書による不服申立の前段階であり、基本的には水上で起こった事象や水上で下された審判の処分に対して、その場で当該審判に（拳手して）口頭で申し立てることによる（第 1～3 項）。</p>

改定前（2022年4月1日発効）	改定後	改定理由等
<p>第74条（異議申立）第2項細則 主審は漕了後の異議申立に対し、次の各号の措置を行う。</p> <p>(1) 異議を却下する場合、その旨を当該クルーに伝え、白旗を掲げる。</p> <p>(2) 異議を審議する場合は赤旗を掲げ、着順表作成を保留し、その後決定を下す。</p>	<p><u>らない。</u></p> <p><u>4 異議申立はレース直後もしくは審判から処分を下された時点でのみ、その審判に申し出ることができる。</u></p> <p><u>5 異議申立を受けた審判は、遅滞なく、異議に対する措置を決定し、クルーに通告する。</u></p> <p>第74条（異議申立）第2項細則 主審は漕了後の異議申立に対し、次の各号の措置を行う。</p> <p>(1) 異議を<u>棄却もしくは</u>却下する場合、その旨を当該クルーに伝え、白旗を掲げる。</p> <p>(2) 異議の<u>内容を調査</u>、審議する場合は赤旗を掲げ、<u>判定における</u>着順表作成を保留<u>させ</u>、その後決定を下す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時間が経つと忘却によって異議申立の対象となっている事象や審判の処分の事実関係が分からなくなるので、異議はその場で即座に申し立てることとする（第4項）。ただし、第3項のようにクールダウン及び次のラウンドまでのトレーニング中の違反等に対する処分への異議申立が、当該処分を下した審判にできない場合があり得るので、その場合は、次のラウンドのレースの為にポンツーンを離れる前までに最寄りの審判に異議申立ができることとする（第3項なお書き）。 ・いずれの場合であっても、異議申立を受けた審判は、競漕会の進行を遅らせることがないよう、申し立てに対する可否を即座に判断し、遅滞なく当該クルーに申し渡すことが求められる。 ・第18条（出漕者に関する不服申立）と第42条（スタートにおける異議申立）で、申立に対して棄却（申立に理由のない場合）と却下（申立の要件を欠く場合）を区別して記載していることに準拠。 ・レース後の異議申立に対して、主審と判定員が採るべき手順をより明記した。
<p>第75条（不服申立）</p> <p>1 <u>前条第2項の異議を却下した審判の決定に対して不服がある競技者は、当協会所定の書式により</u>、当該決定の告知後1時間以内に、その所属団体の代表者もしくは代理人<u>を通じる等して</u>、審判の資格を有する者3名（<u>当該決定を下した審判以外の者</u>）で構成される不服審査委員会に対し、不服を申し立てることができる。この不服申立に際し、費用の負担は要しない。</p> <p>2 不服申立を受けた不服審査委員会は、大会の運営・進行などに支障のないよう、速やかに審査を行い、その審査結果を申立人に告知する</p>	<p>第75条（不服申立）</p> <p>1 <u>クルーは以下の各号の場合、その不利益な内容に承服できない時は</u>、当該決定の告知後1時間以内に、その所属団体の代表者もしくは代理人の<u>署名がある文書によって</u>、審判の資格を有する者3名で構成される不服審査委員会に対し、不服を申し立てることができる。この不服申立に際し、費用の負担は要しない。</p> <p>(1) <u>第42条によるスタートでの異議申立が棄却もしくは却下された場合</u></p> <p>(2) <u>第74条による異議申立が棄却もしくは却下された場合</u></p> <p>(3) <u>DNS、DNF、最下位付置、除外、失格等のペナルティーを与えられた場合</u></p> <p>(4) <u>他のクルーの異議申立が認められた結果、何らかの影響を受ける場合</u></p> <p>(5) <u>発表されたレース結果</u></p> <p>2 不服申立を受けた不服審査委員会は、大会の運営・進行などに支障のないよう、速やかに審査を行い、その審査結果を<u>文書によって</u>申立人に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第42条（スタートにおける異議申立）と第74条（異議申立）で異議申立の対象となる事象が規定された。これらの異議申立が棄却または却下された場合、当該クルーに第二段階の不服申立の権利を付与する（第1項の第1号と第2号）。さらに、現行ルールの第1項細則で規定している3つの場合を第75条第1項の第3号から第5号に移した。これによって、異議申立の有無にかかわらず、不服申立の手順を一元的に規定することができる。 ・不服申立は、1時間の時間的余裕があり、かつ陸上で行われるため、文書による提出が可能である。冷静な意見交換が期待でき、後世への記録が残る“文書による不服申立”を確立定着させるべきである。第1項細則に規定するように、この“文書”は、作成上の制約を除くために用紙の種類やレイアウト等の様式を問わない、実質本位のものとする。したがって、「当協会所定の書式」との文言を単に「文書」と言い換える。 ・不服審査委員会の審査結果の告知も当然、“文書”による。不服申立の手順が文書によるたった1回のやりとりで完結するようになることは、昨年

改定前（2022年4月1日発効）	改定後	改定理由等
<p>のとする。</p> <p>3 不服を棄却（<u>不服に理由のない場合</u>）もしくは却下（<u>不服申立の要件を欠く場合</u>）する不服審査委員会の決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立をすることができる</p> <p>第75条（不服申立）<u>第1項</u>細則</p> <p><u>1 以下の事項に対する不服は、前条（異議申立）による異議申立を経ずに、不服申立を行うことができる。この場合の不服申立の手順、不服審査委員会による審査および不服審査委員会の決定に対する裁定申立については、第75条第1項ないし第3項に準ずる。</u></p> <p><u>(1) DNS、DNF、最下位付置、除外、失格等のペナルティー</u></p> <p><u>(2) 他のクルーの異議申立が認められた結果、何らかの影響を受ける場合</u></p> <p><u>(3) 発表されたレース結果</u></p> <p><u>2 「当協会所定の書式」とは、不服申立の対象となる状況の説明（レース番号と種別、状況説明、写真等参考資料）と不服の根拠となる規則・規程の条文および所属団体代表者の署名と提出日が記載されていればよく、用紙の種類やレイアウト等の様式は問わない。不服申立書は不服審査委員会に提出し、不服審査委員会は不服申立書を受理した日時を記録する。</u></p> <p>第75条（不服申立）<u>第2項</u>細則</p> <p><u>1 不服申立に対する不服審査委員会の回答告知は、必ず文書によって行う。</u></p> <p>2 不服申立書、その回答文書および参考資料は大会報告書と共に保存する。</p> <p>3 不服申立を強引に対面・口頭で行おうとする競技者・所属団体代表者およびそれに応じた審判・大会役員は、第72条（相互信頼・相互尊敬）、第73条（コンプライアンスの重視）および本条に対する違反として、コンプライアンス規定あるいは懲罰規定にもとづく処分を受けることがある。</p> <p>4 不服審査委員会を構成する3名の審判資格保有者は、当該大会の審判長および審判長が指名する2名の経験豊富な審判とし、後者は可能なかぎり当日の審判業務から外れていることが望ましい。</p> <p>5 審判長は不服審査委員会を構成する3人の審判資格保有者の氏名を、競漕日ごとに、その日の第1レース開始までに、競漕委員会指定の</p>	<p>告知するものとする。</p> <p>3 不服を棄却もしくは却下する不服審査委員会の決定に対しては、その告知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、裁定委員会規定の定めるところにより、裁定の申立をすることができる</p> <p>第75条（不服申立）細則</p> <p><u>1 不服申立のための文書は、用紙の種類やレイアウト等の様式を問わず、不服申立の対象となる状況の説明（レース番号と種別、状況説明、写真等参考資料）と不服の根拠となる規則・規程の条文および所属団体代表者の署名と提出日が記載されていればよい。文書は不服審査委員会に提出し、不服審査委員会はこの文書を受理した日時を記録する。</u></p> <p>2 不服申立書、その回答文書および参考資料は大会報告書と共に保存する。</p> <p>3 不服申立を強引に対面・口頭で行おうとする競技者・所属団体代表者およびそれに応じた審判・大会役員は、第72条（相互信頼・相互尊敬）、第73条（コンプライアンスの重視）および本条に対する違反として、コンプライアンス規定あるいは懲罰規定にもとづく処分を受けることがある。</p> <p>4 不服審査委員会を構成する3名の審判資格保有者は、当該大会の審判長および審判長が指名する2名の経験豊富な審判とし、後者は可能なかぎり当日の審判業務から外れていることが望ましい。</p> <p>5 審判長は不服審査委員会を構成する3人の審判資格保有者の氏名を、競漕日ごとに、その日の第1レース開始までに、競漕委員会指</p>	<p>度からの本条改訂の主目的であるので、細則ではなく規則に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「棄却」と「却下」の違いは、この語彙の初出である第18条で既に記載した。 ・第75条細則には第1項と第2項の両項に関わるものがあるので、第1項と第2項を区別せずに「第75条細則」とする。 ・異議申立を経る、経ないによって、不服申立の手順に違いがあるわけではない。したがって、現行では細則に記載されている異議申立を経ない3つの場合の不服申立を本条第1項に移し、不服申立ができるすべての場合をまとめて記載する。 ・不服申立のための“文書”は、作成上の制約を取り払うために用紙の種類やレイアウト等の様式を問わず、実質本位のものとする。申立クルー・団体が適当な紙を持ち合わせていなければ、WRがそうしているように、大会本部で紙とペンを渡してその場で記載してもらってもよい。 ・不服申立とそれに対する不服審査委員会の判断を共に「文書」によって伝えることは、昨年からのルール改訂の主眼である。よって本項を本条第2項に含める。

改定前（2022年4月1日発効）	改定後	改定理由等
<p>掲示板に掲示する。</p> <p>6 不服申立の対象となった事案に関与していた審判が不服審査委員会に含まれている場合、審判長は当該審判を外して、新たに別の審判資格保有者を指名しなければならない。</p> <p>7 不服申立書を受理した後速やかに、審判長は不服審査委員を招集し、不服審査委員会による関係者に対するヒアリング、証拠収集、不服審査委員会での協議を迅速に進めるよう努める。</p> <p>8 不服審査委員会での協議は必ずしも対面で行う必要はなく、オンライン（E-メール、ライン、電話等）による遠隔協議でも可能である。</p>	<p>定の掲示板に掲示する。</p> <p>6 不服申立の対象となった事案に関与していた審判が不服審査委員会に含まれている場合、審判長は当該審判を外して、新たに別の審判資格保有者を指名しなければならない。</p> <p>7 不服申立書を受理した後速やかに、審判長は不服審査委員を招集し、不服審査委員会による関係者に対するヒアリング、証拠収集、不服審査委員会での協議を迅速に進めるよう努める。</p> <p>8 不服審査委員会での協議は必ずしも対面で行う必要はなく、オンライン（E-メール、ライン、電話等）による遠隔協議でも可能である。</p>	
	<p><u>附則 13 本細則は 2022 年 5 月 27 日「公益社団法人日本ボート協会理事会」において承認され、2023 年 4 月 1 日以降効力を発する。</u></p> <p><u>附則 14 本規則は 2022 年 6 月 18 日「公益社団法人日本ボート協会社員総会」において承認され、2023 年 4 月 1 日以降効力を発する。</u></p> <p><u>附則 15 本細則は 2023 年 3 月 17 日「公益社団法人日本ローイング協会理事会」において承認され、2023 年 4 月 1 日以降効力を発する。</u></p>	